

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和4年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 22,665 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 272,950 千円

（単位：千円）

事業名		令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	73,661	54,245	0	0	2,571	16,845
	高齢者福祉事業	29,463	0	0	1,361	3,721	24,381
	児童福祉事業	76,353	15,496	0	2,438	7,735	50,684
	母子福祉事業	3,443	704	0	0	363	2,376
	小計	182,920	70,445	0	3,799	14,390	94,286
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	41,665	4,814	0	1,442	4,689	30,720
	国民健康保険事業特別会計繰出金	24,201	13,266	0	0	1,448	9,487
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11,794	7,544	0	0	562	3,688
	小計	77,660	25,624	0	1,442	6,699	43,895
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,312	42	0	0	698	4,572
	健康増進対策事業	7,058	428	0	0	878	5,752
	小計	12,370	470	0	0	1,576	10,324
合計		272,950	96,539	0	5,241	22,665	148,505